

開会 午前 10 時 00 分

◎開会及び開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

ただいまから平成30年第3回小坂町議会定例会を開会いたします。

◎諸般の報告

○議長（目時重雄君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

今期定例会において、6月5日開催の議会運営委員会までに受理した陳情はお手元に配付の陳情の写しのとおりであります。

陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の陳情であります。

陳情第5号 地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める陳情書は、産業教育常任委員会に付託いたします。

陳情第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての陳情は、総務福祉常任委員会にそれぞれ付託いたしました。

また、陳情第4号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書については、提出者の団体等の確認に調査を要することから、今議会には委員会に付託しないで陳情書の写しの配付のみといたしましたので、報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（目時重雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、小坂町議会会議規則第111条の規定により、9番、椿谷竹治君、10番、小笠原憲昭君を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（目時重雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期につきましては、運営委員会委員長のご報告を求めます。

委員長。

○議会運営委員長（鹿兒島 巖君） おはようございます。

議会運営委員会から報告をいたしたいと思います。

本定例会についての議会運営委員会を6月5日に開催いたしました。

本定例会に係る案件は、報告2件、条例の制定2件、条例の一部改正が2件、請負契約の締結1件、補正予算3件となっております。

定例会中の追加議案等が4件あることを確認いたしました。

したがいまして、議会運営委員会といたしましては、第1日目を6月12日火曜、本月初日として、本日は本会議、そして第2日目、6月13日水曜日を一般質問、そして第3日目、6月14日木曜日は常任委員会、第4日目、6月15日金曜日は休会といたしたいと思います。

また、第5日、第6日目は土日のため休会とし、第7日目、6月18日月曜日は事務整理等のため休会とさせていただきたいと思っております。そして、第8日目、6月19日火曜日を最終日、本会議として、会期を8日間とすることを提案いたします。

よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、ただいまの運営委員会委員長の報告のとおり、本日から6月19日までの8日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議がないものと認めます。

よって、本定例会の会期は8日間と決定いたしました。

◎町政報告及び教育行政に関する報告について

○議長（目時重雄君） 日程第3、町政報告及び教育行政に関する報告について、町長及び教育委員会教育長からの発言を求められております。この際、発言を許可いたします。

まず、町長からお受けいたします。

町長。

○町長（細越 満君） おはようございます。

本日は、第3回小坂町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄大変お忙しい中、ご参会を賜り、まことにありがとうございます。

本日提出いたします案件は、報告2件、議案として条例の制定及び一部改正4件、請負契約の締結1件と、補正予算3件の計10件であります。いずれの議案につきましても慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案の審議に先立ちまして、3月定例会後の町政諸般についてご報告申し上げます。

初めに、各地区自治会連絡協議会ごとに開催した、町長との懇談会についてご報告申し上げます。

まちが目指す姿である「“ひと”と“まち”が輝く 躍動する小坂」に向けて、より多くの町民からの意見などを反映し、また、積極的にまちづくりに参加していただくために、町内各地区自治会連絡協議会ごとに、町長との懇談会を4月18日から5月16日まで開催し、総勢70名の方にお集まりいただきました。

町からは、私を初め、副町長、教育長、各課長等が出席し、平成30年度の予算概要等について説明して、意見交換を行いました。

各地区からは、小坂産ワインの全国への宣伝、消防団員の確保と消防団の維持、空き家対策の推進、今後の米対策、若者世代の町政への参画、結婚から出産までの支援の充実、移住・定住者の雇用の確保など、さまざまな意見が出されました。

各地区から出された意見等は、今後の町政運営に生かしていきたいと考えております。

また、今後も町民と対話をする機会を設け、町民目線でのまちづくりに取り組んでまいります。

次に、千葉県松戸市の一般廃棄物処理に起因する焼却灰受け入れの対応について、ご報告申し上げます。

昨年8月3日に千葉県松戸市より担当職員が来庁し、焼却施設改修に関する焼却灰の受け

入れについての依頼がありました。

依頼内容は、松戸市の一般廃棄物焼却施設を老朽化に伴う改修を行うため、現在稼働中の焼却施設 2 基のうち 1 基について、平成31年度をもって停止し、設備更新する期間中に近隣自治体へ一般廃棄物の焼却処分を委託する予定である。近隣自治体の最終処分先にグリーンフィル小坂が含まれているため、この焼却灰に松戸市由来の焼却灰が含まれることから、松戸市の焼却灰受け入れを再開していただきたいとのことでありました。

町では松戸市からの要請を受け、その内容を精査し、平成29年10月16、17日に町職員を松戸市に派遣して、現地の焼却工場や焼却廃棄物の管理状況等を調査しました。さらには、12月14、15日に町職員と町環境審議会調査部会委員が松戸市に出向き、一般廃棄物焼却灰放射性物質濃度及び敷地内空間放射線量を測定するなどの現地調査を行ってまいりました。

その結果、松戸市における一般廃棄物焼却灰については、町と事業者等の三者で締結している環境保全に関する協定で定めた基準をクリアしており、他の首都圏自治体と同様に松戸市からの要請を受け入れる方向で協議してまいりたいとの考えに至りました。この考えにつきましては、本年 4 月18日の全員協議会でご報告したとおりでございます。

町民への説明につきましても、各自治会連協ごとに行った町長との懇談会の場におきまして、松戸市焼却灰受け入れ再開という私の考えを述べさせていただきました。その結果、特段の反対意見もなく、町民の方からご理解を得たものと判断し、松戸市焼却灰の受け入れ再開を決断し、松戸市に対してその旨を正式に回答したところであります。

なお、最終処分場においては、引き続き、排水や地下水の放射能濃度について、町・県及び事業者が計測を行うほか、事業者に対しては、適正管理の継続と安全性を一層高めていくための技術開発を指導してまいります。

次に、第10回小坂町観光フォーラムについてご報告申し上げます。

第10回となりました今回の小坂町観光フォーラムは、4月19日に十和田ホテルを会場に、国、県を初め、県内外の自治体や観光事業者ら約130名が参加し開催されました。

今回は、「小坂ワインを活用した観光地を目指して」をテーマに、小坂七滝ワイナリーから初出荷される赤ワイン 2 種類のお披露目も兼ねて行いました。

初めに、観光庁観光資源課長である蔵持様から「観光先進国の実現に向けた課題と今後の取り組み」について講演があり、続いて、私から「町の産業振興と観光」、小坂町グリーンツーリズム・アドバイザーである小西享一郎様から「小坂七滝ワインのポテンシャル」、秋田犬ツーリズム専務理事である阿部拓巳様から「秋田犬ツーリズムの取組」について、それ

ぞれスピーチいただきました。

最後に、これらの講演やスピーチを受け、参加者を代表して6人の方々から意見や感想を賜りました。観光地である小坂町に純小坂産ワインという新たな強みが出てきたことで、従来の旅行形態に加え、秋田県の自慢である日本酒と絡めることで、体験型旅行という訪日外国人向けの旅行需要に対しても新たな旅行商品造成が可能になるのではないかなど、今後の観光施策の可能性に向けて提言をいただきました。

フォーラム終了後に開催された歓迎レセプションでは、2月に出荷されたロゼとともに、赤ワイン小公子2017とワイングラントの3種類を提供し、町特産の食材、桃豚、ひめますなどを使った料理との組み合わせをPRしながら味わっていただきました。

今後も、この観光フォーラムを通して、観光大使や県内外の観光関係者の皆さまにご指導いただきながら、新たに小坂七滝ワインを活用した滞在型グリーンツーリズムの推進に取り組み、秋田犬ツーリズムなど広域観光連携を軸に、魅力ある小坂町の観光資源や地場産品をさらに磨き上げ、国内外からの観光客の誘客を図る施策を展開してまいりたいと考えております。

次に、観光客の入り込み状況についてご報告申し上げます。

ことしのゴールデンウィーク期間中の十和田湖主要宿泊施設の宿泊者数は、今年は4,554人で、昨年の4,236人と比べて約7.5%の増となっております。うち外国人の宿泊者数は、ことしは236人で、昨年の267人と比べて約11.6%減となっておりますが、ゴールデンウィーク期間中については団体よりも個人のお客が多いことから、外国人団体観光客は例年少ないのが現状であります。

また、主要観光施設のゴールデンウィーク期間中の観光客数は、康楽館がことし1,886人で、昨年の1,849人と比べて2%増、小坂鉱山事務所がことし1,873人で、昨年の1,959人と比べて約4%減、小坂鉄道レールパークがことし1,830人で、昨年の2,589人と比べて29%減となっております。

ことしのゴールデンウィークの天候は、前半が晴れましたが、後半が雨まじりの曇りの天気が続き、一般及び家族連れのお客様の入園者数が減少いたしました。

参考までに、平成29年1月から12月までの十和田湖主要宿泊施設の外国人宿泊者数は6,656人となっており、前年の5,707人と比べ約17%増、統計を始めた平成24年の355人と比べて約19倍となっております。

また、康楽館の平成29年外国人入館者数は2,909人で、前年の1,339人と比べて約117%増

となっており、今後も外国人観光客の増加が見込まれると考えております。

特に、台湾からの観光客は、平成29年十和田湖主要宿泊施設の宿泊者数4,585人で、外国人全体の約69%、平成29年康楽館の入館者数2,568人で、外国人全体の約82%を占めており、秋田県や近隣と連携した誘客活動が効果を上げているものと思われます。

外国人観光客の誘客については他県でも活発に行っていることから、今後も秋田県や近隣市町村と連携して、台湾を中心とした外国からの誘客活動を続けてまいりたいと考えております。

次に、本日配付の町政報告をごらん下さい。

次に、中国大連市で開催されました、秋田県知事トップセールス及び北前船寄港地フォーラム in 大連について、ご報告申し上げます。

去る5月25日から28日にかけて、中国大連市において秋田県知事を団長とするトップセールスが開催され、議長とともに参加いたしました。また、県内8自治体の首長や観光機関の関係者も同行し、中国共産党大連市委員会や大連市政府への訪問などを通じて、国際定期便就航の要望や貿易、経済、誘客、教育旅行などを含めた相互交流を推進するため、懇談を深めてまいりました。

そのほか、アカシアまつり開会式典への出席や、秋田県主催による観光セミナーでは、現地旅行会社に対して小坂町の観光資源を強く情報発信してまいりました。

また、今回のトップセールス期間中、当町も参画する北前船寄港地フォーラム in 大連が開催されましたので、あわせて出席させていただきました。

本フォーラムには、北前船寄港地ゆかりの15道府県から、関係者を含め900人を超える参加者があり、日中の観光交流を促進するための協力態勢などについて、講演会や円卓会議、パネルディスカッションなど行われ、大盛況でございました。

北前船寄港地フォーラムを主催する北前船交流拡大機構の関係者は、これまでの小坂町観光フォーラムにおける主要関係者でもありますので、これまでと同様に良好な関係を保ちながら、これからも観光行政の発展のため、お力添えをいただきたいものと考えております。

私としましても、平成8年の議員時代と今回とで2回目の大連市訪問となりました。大連市内はすっかり都会化いたしまして、都市公園が整備され、超高層ビルが建ち並ぶなど、当時とは街の様子が一変しておりました。

大連市とは平成3年から平成20年にかけて、当町から訪問団を派遣したり、大連市から視察団を受け入れたりするなど相互交流を図ってまいりました。平成12年にはアカシアまつり

を通じて友好交流意向書を締結した経緯もあります。今回の訪問を機会に、今後の交流のあり方など、県及び県内市町村と広域連携による取り組みも考慮してまいりたいと考えております。

次に、第35回小坂町アカシアまつりについてご報告申し上げます。

6月9日と10日の2日間にわたり、小坂町中央公園を主会場に第35回目となるアカシアまつりが開催されました。

いつとき、にわか雨に見舞われたものの、2日間ともおおむね良好な天候に恵まれ、しかもことしはアカシアの花の満開も重なったこともあり、多くの来場者がアカシアの甘い香りを会場周辺で楽しむことができたものと思います。

地元小・中学校、高等学校の児童・生徒による演奏や演舞のほか、秋田県警音楽隊のコンサートやカラオケ大会、ミュージシャンやものまね芸人などが出演した多彩なステージイベントがまつりを盛り上げ、恒例のお楽しみ露店やこども縁日を初め、ご当地グルメである「かつら一めん」二人羽織早食い大会、明治百年通りでの観光トロッコや観光施設を巡るスタンプラリーに加え、警察署や消防署など各関係機関によるPR出展などが実施され、小さな子供からお年寄りまで、多くの来場者に喜んでいただきました。特に、お楽しみ露店ではお目当ての商品を求めるため行列ができて、売り切れする店舗が発生するなど、大盛況であったものと感じております。

また、昨年度作成した小坂町マスコットキャラクターかぶきんが、秋田県キャラクター、んだっちを初め、大館市はちくん、鹿角市たんぽこまちちゃん、十和田湖南租坊やの友情出演とともに、にぎやかにお披露目されました。

初夏のイベントとしてすっかり定着したアカシアまつりですが、今後も町の活性化のため、楽しい企画づくりと情報発信に努め、多くの来場者に楽しんでもいただけるまつりにしていきたいと考えております。

次に、去る5月31日をもちまして平成29年度各会計の出納を閉鎖いたしましたので、決算見込みについてご報告いたします。

平成29年度は第5次小坂町総合計画の7年目で、後期基本計画の2年目に当たりました。6つの基本目標のもと「“ひと”と“まち”が輝く 躍動する小坂」の実現に向けて、移住定住促進奨励事業、第2子の保育料無料化、高校生までの医療費無料化、ワイナリー建設、観光Wi-Fi環境整備、定住促進住宅新築、橋梁長寿命化、町道改良、流雪溝設置、下水道整備、さらに福祉総合計画等の策定など、積極的に施策を展開してまいりました。

財政運営では、一般会計において、町税 7 億 4,353 万 3,000 円で、対前年度比 4,909 万 2,000 円、7.1%の増、普通交付税交付額は 17 億 412 万 6,000 円で、対前年度比 2 億 1,005 万 4,000 円、14.1%の増、普通交付税の代替でもある臨時財政対策債発行額は 1 億 2,358 万 9,000 円で、対前年度比 2,439 万 4,000 円、24.6%の増となり、この 2 つを合わせた実質的な普通交付税では、対前年度比で 2 億 3,444 万 8,000 円、14.7%の大幅な増となりました。

また、特別交付税は 3 億 5,171 万 7,000 円で、対前年度比 1,074 万 5,000 円、3.0%の減となりましたが、町税、交付税ともに増となり、実質収支において 1 億 1,000 万円ほどの黒字決算の見込みとなりました。

さらに、決算見込みにおいて剰余金を確保することができましたので、機動的な施策推進の財源として、財政調整基金と減債基金の取り崩しもありましたが、積み増しし、平成 29 年度末の両基金を合わせた残高は、昨年度末より 2,346 万 7,000 円多い 14 億 8,466 万 9,000 円となりました。

この 1 年は、安定的な財政運営の堅持に努めながらも、「住んでいてよかった町、行ってみたい町、住んでみたい町」と思われるまちづくりに積極的に取り組んでまいりました。子育て支援の充実、移住定住促進奨励事業・定住移住住宅の建設など移住定住促進プロジェクトの推進、上下水道や道路・橋などの生活基盤の新たな整備や改良といった、今後の町の発展に大きく寄与する取り組みができたと思っております。

議員各位におかれましては、予算執行のみならず、行財政全般にわたるご指導とご協力を賜りましたことに厚くお礼申し上げます。

それでは、各会計の決算見込みの概数をご報告申し上げます。

一般会計は、平成 28 年度繰越明許費として議決いただきました 9 件を含む予算額 48 億 2,203 万 2,000 円に対し、歳入 48 億 4,315 万 3,000 円、歳出 47 億 2,179 万 4,000 円で、差し引き 1 億 2,135 万 9,000 円の繰り越し予定であります。このうち 707 万 2,000 円が平成 30 年度への繰越明許費の繰越財源となりますので、実質収支額は 1 億 1,428 万 7,000 円の黒字決算の見込みとなりました。

国民健康保険特別会計は、予算額 7 億 7,356 万 3,000 円に対し、歳入 7 億 7,766 万 4,000 円、歳出 7 億 3,916 万 6,000 円で、3,849 万 8,000 円の黒字決算の見込みとなりました。

後期高齢者医療特別会計は、予算額 7,462 万 6,000 円に対し、歳入 7,417 万 5,000 円、歳出 7,416 万 3,000 円で、差し引き 1 万 2,000 円の黒字決算の見込みとなりました。

介護保険特別会計であります。保険事業勘定は、予算額 7 億 6,374 万 4,000 円に対し、

歳入 7 億 6,661 万 2,000 円、歳出 7 億 5,162 万 4,000 円で、差し引き 1,498 万 8,000 円の黒字決算の見込みとなりました。

介護サービス事業勘定は、予算額 415 万 7,000 円に対し、歳入 401 万 8,000 円、歳出 401 万 7,000 円で、差し引き 1,000 円の黒字決算の見込みとなりました。

歯科診療所特別会計は、予算額 6,157 万円に対し、歳入歳出とも 6,013 万円で、差引額はゼロでございます。

中小企業従業員退職金等共済事業特別会計は、予算額 1,302 万 2,000 円に対し、歳入歳出とも 1,301 万 6,000 円で、差引額ゼロです。

菅原ヤエ奨学資金特別会計は、予算額 177 万 4,000 円に対し、歳入歳出とも 177 万 1,000 円で、差引額ゼロです。

文化基金特別会計は、予算額 100 万 1,000 円に対し、歳入歳出とも 95 万 7,000 円で、差引額ゼロです。

下水道事業特別会計は、平成 28 年度繰越明許費として議決をいただきました 1 件を含む予算額 2 億 9,571 万 5,000 円に対し、歳入 2 億 7,716 万 7,000 円、歳出 2 億 7,551 万 7,000 円で、差し引き 165 万円の黒字決算の見込みとなりましたが、繰越金の全額が平成 30 年度への繰越明許費の繰越財源となり、実質収支額はゼロとなりました。

小坂財産区特別会計は、予算額 333 万 7,000 円に対し、歳入 333 万 2,000 円、歳出 265 万 8,000 円で、差し引き 67 万 4,000 円の黒字決算の見込みとなりました。

水道事業会計では、収益的収支では、収入 2 億 6,096 万円、支出 2 億 3,846 万円で、差し引き 2,250 万円となり、純利益は 1,068 万円となりました。

資本的収支では、収入 1 億 7,081 万 2,000 円、支出 3 億 193 万 8,000 円で、差し引き 1 億 3,112 万 6,000 円の不足となりましたが、この不足額は現年度消費税及び地方消費税資本的支出調整額、過年度損益勘定留保資金で補填しております。

以上、まことに簡単ではありますが、平成 29 年度各会計の決算見込みについてご報告させていただきます。

詳細につきましては、監査委員の決算審査を受けた後、9 月定例町議会に決算審査意見書とともに各資料を提出し、ご審議いただきたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で町政報告の終わりとさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長。

○教育長（熊谷隆益君） 教育行政について、ご報告申し上げます。

小坂小学校、中学校の5月1日確定日における、平成30年度の児童・生徒数と学級数が確定いたしましたので、ご報告申し上げます。

児童・生徒数は、小坂小学校が前年度と同数の180人、小坂中学校は19人減の107人となり、小・中学校を合わせると287人になりました。

また、小坂小学校の学級数につきましては、普通学級が6学級、特別支援学級が2学級で、どちらも前年度と同数で、合わせて8学級となりました。

小坂中学校は、普通学級が前年度と比較して1学級減で4学級、特別支援学級が同数の1学級となり、合わせて5学級となっております。

次に、5月30日に実施されましたチャレンジデー2018についてご報告いたします。

小坂町は、ことしで8回目のチャレンジデー挑戦となり、町民や企業の皆様にも事業が定着し、張り切って参加いただけるようになりました。

今年度の対戦相手は北海道鷹栖町と決まり、金メダルを目指し、ポスターの掲示や各種団体、企業への要請、町民への周知を図ってまいりました。

当日は、セパーム・アリーナでオープニングセレモニーを開催し、小坂小学校および小坂中学校の児童・生徒総参加で盛り上げてくれました。中学生は恒例の全国共通イベント、ロープジャンプにも挑戦いたしました。

また、小坂高校をはじめ、町内の企業や団体の方々、町民の皆様には1日を通じてさまざまなスポーツに汗を流していただきました。

その結果、参加者は3,441人、参加率65.9%と、目標の61%を上回り、念願の金メダルを獲得することができました。残念ながら、達成率66%の鷹栖町にわずかに及ばず敗れはしましたが、昨年度と比較して、14.4ポイントも参加率が上昇したことは、チャレンジデーの趣旨と目的がますます浸透してきたことを示すものであり、町民の健康とスポーツに寄せる関心の高さが反映されたものと考えております。

お忙しい中、ご参加いただきました各種団体や企業の方々、町民の皆様には、この場をおかりして心から感謝申し上げます。

次に、十和田湖山開きについてご報告いたします。

6月3日、好天に恵まれ、52回目となる十和田湖山開きが行われました。

町内外からの参加者66名が、野外活動クラブや観光案内人協議会、スポーツ推進委員会の方々の引率で新緑の外輪山登山を楽しみ、大川岱到着後、樹恩の鐘の下で神事を行い今シー

ズンの安全を祈願いたしました。

小学生から高齢者まで幅広い世代が十和田湖に向け歩き、集う十和田湖山開きは、健康づくりや世代間の交流、自然に触れる機会としてなど、大きな意義がある事業と捉えておりますので、多くの町民に参加していただけるよう取り組んでまいります。

最後に、鹿角小学校陸上競技大会における児童の活躍についてご報告申し上げます。

5月26日に行われました、第45回鹿角小学校陸上競技大会におきまして、6年女子100mで熊谷円花さん、6年男子200mで杉澤祥太郎さん、5年生では女子100mで阿部梨々愛さん、800mで澤田大芽さん、男子走り幅跳びでは櫻庭瞳太さん、ジャベリックボール投げでは松本翔汰さん、女子400mリレーが優勝、澤田大芽さんと女子リレーは大会新記録で優勝したほか、22名もの入賞者を出し、すばらしい活躍を見せてくれました。

今後とも、学校、家庭と連携しながら児童・生徒の運動能力、体力向上に取り組んでまいります。

以上、ご報告申し上げます、教育行政報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これで、町政報告及び教育行政に関する報告を終了いたします。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（目時重雄君） 日程第4、報告第3号 平成29年度小坂町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題としたします。

職員に計算書を朗読させます。計算書の朗読は事業名と翌年度繰越額といたします。

〔職員報告書朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 報告第3号 平成29年度小坂町一般会計繰越明許費繰越計算書の内容をご説明申し上げます。

繰越明許を行った場合、地方自治法施行令第146条に基づき、実際に繰り越した額及びその財源内訳について、翌年度の5月31日までに繰越明許費繰越計算書を調整し、次の議会の本会議に報告を要することになっております。

今回ご報告いたしますのは、平成29年度小坂町一般会計補正予算（第7号）と、同じく会

計補正予算（第8号）で繰越明許措置をした5件の事業費とその財源内訳を調整した繰越計算書であります。

2款総務費、1項総務管理費の大地地区テレビ共同受信施設改修事業205万5,000円は、大地地区テレビ共同受信施設組合が行っている光ケーブルへの更新事業に対する補助金で、全額を繰り越したものでございます。

同じく、1項総務管理費の旧七滝小学校改修事業777万6,000円は、旧七滝小学校改修に係る実施設計委託料で、年度内の完成が困難となったことから、委託料全額を繰り越したものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費の担い手確保・経営強化支援事業553万1,000円と産地パワーアップ事業2,312万8,000円は、国の補正予算で措置された補助金を活用するもので、年度内での完成が見込めないことから全額繰り越したものです。

同じく、項2項林業費の岩沢地区治山事業314万2,000円は、県単局所防災事業として採択された岩沢地区治山事業に係る工事費で、年度内の完成が困難であることから、繰り越したものでございます。

翌年度へ繰り越した事業費は、総額で4,163万2,000円となっております。

財源内訳の合計は、未収入特定財源として国・県支出金3,456万円、一般財源として707万2,000円となっております。

以上、まことに簡単ではありますが、報告いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第3号 平成29年度小坂町一般会計繰越明許費繰越計算書については終結いたします。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（目時重雄君） 日程第5、報告第4号 平成29年度小坂町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

職員に計算書を朗読させます。計算書の朗読は事業名と翌年度繰越額といたします。

〔職員報告書朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 報告第４号 平成29年度小坂町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の内容をご説明申し上げます。

今回ご報告いたしますのは、平成29年度小坂町下水道事業特別会計補正予算（第２号）で繰越明許措置をした３件の事業費とその財源内訳を調整した繰越計算書であります。

１款１項下水道管理費の県北地区広域汚泥処理事業96万4,000円は、県営事業に係る負担金で、これに係る事業については、県と同様の措置を講じたものでございます。

２款１項下水道建設費の米代川流域下水道鹿角処理区建設事業51万8,000円も、県営事業に係る負担金で、県と同様の措置を講じています。

同じく、１項下水道建設費の米代川流域関連公共下水道事業1,750万8,000円は、上川原地区における下水道管渠工事の年度内完成が困難であることから繰り越したものでございます。

翌年度へ繰り越した事業費は、総額で1,899万円となっています。

その財源内訳は、未収入特定財源として国庫支出金874万円と地方債860万円、一般財源として165万円となっております。

以上、まことに簡単であります、報告といたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第４号 平成29年度小坂町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書については終結いたします。

◎議案第５３号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第６、議案第53号 小坂町民間活力を利用した賃貸住宅建設促進

条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第53号 小坂町民間活力を利用した賃貸住宅建設促進条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある小坂町の創生を町民と行政が一体となって取り組むことを目的に、平成28年3月に策定した小坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、現在小坂町に暮らす、あるいは新たに小坂町で暮らす若い世代を中心に、これからも住み続けてもらうための移住定住促進プロジェクトの一つとして、新たに条例を制定するものであります。

移住定住の取り組みを促進するために、町有遊休地の活用を図って、民間活力を導入した賃貸住宅等の建設を促し、移住定住者向けの住宅需要や町外通勤者の町内定着を目指します。これにより、町内に住んでいただける方をふやし、活力のあるまちづくりに取り組んでまいりたいと思います。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） それでは、私のほうから条例の主な内容につきましてご説明を申し上げます。

議案に沿ってご説明いたしますが、議案審議の参考1ページに事業の概要を掲載しておりますので、あわせてごらんいただければと思います。

まず、第1条では、本条例の趣旨を記載しております。

第2条につきましては、用語の定義、第3条では事業としまして、この条例の対象となる町有地の貸付事業と売却事業について定めております。

第4条では、対象者について、賃貸住宅を経営しようとする者であって、規則において町内外、または法人、個人を問わず町税等の滞納のない者とする旨を定めております。

第5条におきましては、町有地の貸付期間について30年とする旨としております。

第6条では、貸し付ける町有地の使用料については無償とするということで定めておりま

す。

第7条につきましては、町有地の売却時の引き渡しについて、売買契約締結後に代金を受領したときというふうに定めております。

第8条では、売買契約の解除、または売却地の買い戻しについて、1つ目については、条例、規則または売買契約に違反したとき、2つ目としまして、買受決定者の責めに帰すべき理由により重大な事故が発生したとき、それぞれにおきまして契約を解除し、または売却地を買い戻すことができる旨を定めております。

第9条につきましては、売買契約を解除し、または売却地を買い戻したときの返還について記載をしております。

第10条につきましては違約金、第11条につきましては損害賠償、第12条におきましては返還金の相殺、第13条では、売却地を引き渡した後に直ちに所有者の移転登記を行う旨を定めております。

第14条では、必要な事項につきましては規則等で定めるということにしております。

なお、施行期日としましては公布の日からということにしております。

以上、私のほうから説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

4 番。

○4 番（亀田利美君） この事業を展開しようとしている意味はわかるのだけれども、これは町の所有地はどこを指して進めていこうとしているのか、場所がいいところでないと無理かなと思うのですが、その辺も計画には載っていますか。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） 今、想定している場所につきましては、まず1つは分譲地として残っているところ、成森分譲地、緑ヶ丘団地、あそこには3区画残っております。それと細越の分譲地、そこも1区画まだ残っております。あと、町が町有地として現在持っているところとしましては、地番でいきますと小坂鉦山字栗平1番地になっていますけれども、旧木村化工機さんの跡地は町で譲り受けましたので、その土地も想定しております。あともう一つ想定しているのが、上谷地の22番地になりますけれども、それも町が寄贈を受けた場所ですけれども、すみません、その上谷地分譲地の隣の土地、細長いところがありますけれども、そこも町でいただいております。その土地もぜひ使っていただければというふうに考えておりますので、現在では今お話ししたところの部分で想定をしております。

○議長（目時重雄君） 4番。

○4番（亀田利美君） 土地はまず予定しているところは理解できました。それで、こういうふうなやり方は、他町村でもやっている事例があるのか、それとも、こういう民間から……

○議長（目時重雄君） 起立して。

○4番（亀田利美君） はい。土地はわかりました。それで、こういう業者からのやってみないと、そういう意見があってこういう事業に取り組むのか、それとも近隣市町村の事例を見てこういう事業を計画しているのか、その辺はどうなっていますか。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） 今お話しした部分につきましては、実は町内の企業からのお話はありません。たまたま町として、先ほど町長のほうのお話にありますけれども、総合戦略の中でまずこういう事業を考えてみたいということで、事業は上げていました。というのは、これにつきましては北海道の2つほどの町ですけれども、実際にやっています。無償で貸し付けているというところがあります。売却についてはないです。基本的には無償貸付の部分でやっている自治体がありまして、そのほかに別枠で補助金を出したりということもやっている市町村がありましたので、その事例を参考にしながら、町でもぜひ取り組んでみたいと、町でも遊休町有地が結構残っていて、いわゆる議員さん方、皆様からもいろいろご指摘をいただいていたので、ぜひこの際活用してみたいということで今回提案させていただきました。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第53号につきましては、総務福祉常任委員会に付託いたします。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第7、議案第54号 小坂町民間活力を利用した賃貸住宅の固定資産税減免条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第54号 小坂町民間活力を利用した賃貸住宅の固定資産税減免条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

議案第53号 小坂町民間活力を利用した賃貸住宅建設促進条例の制定についての提案理由でも説明いたしましたが、移住定住の取り組みを促進するためには、賃貸住宅等の建設を促し、移住定住向けの住宅需要や町外通勤者の町内定着を目指す必要があります。小坂町に新たに賃貸住宅等を建設される方に対して、当該賃貸住宅等の固定資産税の5年間分を減免することにより、小坂町の定住人口増加及び地域の活力と魅力あるまちづくりを推進しようとするものであります。

なお、減免の額につきましては、地方税法附則第15条6または第15条の7の規定による減免後の固定資産税に相当する額となります。

詳細につきましては総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） それでは、私のほうから詳細について説明をいたします。

議案審議の参考の2ページ目のほうをお開き願います。この資料に基づきましてご説明したいと思います。

この制度に関する内容についてここにまとめてあります。

先ほど町長の提案理由にもございましたように、この制度につきましては、小坂町の定住人口の増加を目的とするというものであります。現在の地方税法によりまして、新築住宅につきましては固定資産税の減免制度がございますが、今回、新たに建設する賃貸住宅等につきましても適用させようとするものであります。

この2戸の賃貸住宅の図面を見ていただきたいと思います。

1戸当たりの延床面積が40㎡から280㎡について、120㎡以下の部分について3年間課税額の2分の1が減免されるということになっております。これは地方税法によるものになります。今回、町が提案するものにつきましては、町独自の制度としまして、この3年間の地方税法の減免に加えまして、280㎡までの残り部分についても減免して、4年目、5年目も

280㎡までを全額減免するというものであります。すなわち、この制度に適応する賃貸住宅につきましては、下の図のように、5年間固定資産税が免除されるということになります。

この制度の適用を受けられる賃貸住宅につきましては、平成30年7月1日から平成32年3月31日までの期間に建てて登記が完了し、地方税法に基づく新築住宅減免の適用を受けるものというふうにしたいと思っております。

期間を平成32年3月31日までとしておりますのは、地方税法におけるこの制度がこの期間となっていることによるものであります。その後の地方税法改正の動きを見ながら、平成32年度以降も本制度の継続を検討していきたいというふうに考えております。

また、この制度の適用を受けられる対象者につきましては、町内、町外在住者問わず、町税等の滞納がないということが条件となります。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第54号につきましても、総務福祉常任委員会に付託いたします。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第8、議案第55号 小坂町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第55号 小坂町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、小坂町課設置条例が一部改正されたことに伴い、小坂町子ども・子育て会議の

庶務の処理について、その所管が、これまでの町民課町民福祉班から福祉課町民福祉班に変更となることから、当該条例第6条中の「町民課」を「福祉課」に改めるものでございます。

本条例は、課設置条例の施行日と同日の本年7月1日としております。

以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第55号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第55号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第9、議案第56号 小坂町中小企業振興融資斡旋に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第56号 小坂町中小企業振興融資斡旋に関する条例の一部を改正

する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例の一部改正案は、小坂町の中小企業者の事業資金等に要する融資の斡旋について、これまで事業を営んでいる者を支援の対象としており、新たに起業する者については対象外となっておりましたので、地域経済の拡大及び活性化を図るため、既存事業者への支援に加え新規起業者にも支援の対象を広げるものでございます。

これにより、マル坂資金の活用を新たに起業する者にも広げ、幅広く中小企業者の維持、発展のための支援につなげてまいりたいと考えております。

本条例は、公布の日から施行し、本年4月1日から適用することとしております。

以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1 番。

○1 番（鹿兒島 巖君） 審議の参考の資料の中に申請者の資格というのがありますが、このことについてお聞きしたいと思いますけれども、第4条の中に商工会その他、支援機関等が実施する経営指導を受けてということがございました。こういう事業者の中でそういう指導を受けなくても新しい事業をする人もいるのではないかというふうに思いますけれども、全くそういう指導を他から受けていない中で新しい事業を立ち上げるという方は対象にならないというふうに理解できるような気がいたしますけれども、その点はどういうふうに考えているか答弁いただきながら、また、委員会の中で十分検討をお願いしたいと思いますけれども、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（安保明彦君） 新たに起業される方につきましては、経営のノウハウ等、商工会及び、実際にはそういう、その支援の窓口となります金融機関等、当然そういうところにご相談されるというのが通常かと思えます。全く経営計画について審査されないということとはあり得ないと思いますので、この場合については、そういう金融機関等も含めてそういうご指導を仰ぎながらやっていただきたいと、全く担保がない状態でマル坂資金を活用されるというところまでにはいかないというふうに考えております。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第56号につきましては、産業教育常任委員会に付託いたします。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第10、議案第57号 小坂町交流センター・セパーム改修工事の請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第57号 小坂町交流センター・セパーム改修工事の請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本工事は、平成元年完成で築30年となる交流センター・セパームの部屋や設備の一部を、老朽化や利用形態の変化に伴い配置がえや更新を行い、利用者の一層の利便向上に寄与しようとするものでございます。

主な工事といたしましては、玄関ホール、トイレ、ロビー、和室、調理室などの改修をいたします。

去る5月30日に5業者による指名競争入札を実施いたしましたところ、小坂建設株式会社が消費税込み5,562万円で落札いたしました。

本契約が予定価格5,000万円以上となりますことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては建設課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（伏見俊一君） それでは、私のほうから交流センター・セパームの改修工事の詳細説明を申し上げます。

入札は、町内外の建築工事A級の5業者によって5月30日に実施され、翌31日付で小坂

建設株式会社と仮契約を締結しております。

議決をいただきました後、直ちに本契約を締結いたします。

ちなみに、その他の4業者の入札価格でございますが、いずれも消費税込みで、株式会社タナックスが5,578万2,000円、株式会社小板橋建設が5,587万9,200円、株式会社田中建設が5,590万800円、株式会社石川組が5,594万4,000円でございます。

工事の概要を1階からご説明いたします。

議案審議の参考5ページをお開き下さい。

ごらんのA3サイズの図面の左側、向かって左側は現在の配置でございます。右側が改修後を示しております。

初めに、1階の玄関ホールは、風除室の内側のガラス戸の一部に自動ドアを導入し、かまち部分をスロープにして段差を解消し、出入りしやすくいたします。玄関脇にあります喫煙室は、館内禁煙の方針により撤去予定でございます。

また、正面の男女トイレは、多目的トイレと救護室に改修し、一般のトイレは現在の体育館のトイレを改修してそちらを利用してもらうようにいたします。

体育館の男女のロッカー室は、現在の状況に合わせまして、シャワーユニットをそれぞれ2基分のみ更新いたします。

次に、6ページをお開きください。

ロビーは、現在低くなっている床の大半をかさ上げいたしまして、段差を解消し使いやすくするほか、寒さ対策といたしまして、廊下側にパーテーションを設けワンルームといたします。

次に、7ページをお開きください。

2階は、和室の床を畳から板敷きといたします。その上に畳風のカーペットを張り、靴を脱ぐかたちでのテーブルと椅子での利用方法に改めるほか、中央に可動間仕切りを設置いたしまして、分けて使用できるようにいたします。

また、調理実習室につきましては、古い調理台を更新するなどして、町民も学校も使い勝手をよくする改修を行います。

そのほかには、各所のサインや誘導灯更新などを行う計画としております。

また、工期につきましては12月25日として年内の完成を目指してまいります。本工事は施設を稼働しながらの工事になりますので、セパームを利用するたくさんの方々にご不便をおかけすることになりますことから、広報等で十分に周知を図りながら安全に最大限配慮

して事故のないように努めてまいりたいと考えております。

以上、詳細の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第57号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第57号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第11、議案第58号 平成30年度小坂町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第58号 平成30年度小坂町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は既決予算額38億6,965万3,000円に歳入歳出それぞれ2億7,158万円を追加し、歳入歳出予算の総額を41億4,123万3,000円にしようとするものでございます。

歳出補正予算の主なものとして、2款総務費では、旧七滝小学校改修に関する経費を、6款農林水産業費では、グリーンツーリズム推進プロジェクト事業として体験農園内のブドウ棚設置及びスピードスプレーヤー購入に関する経費を、7款商工費では、十和田湖和井内エリア整備に関する実施設計委託費を、10款教育費では、小坂小・中学校で実施する道徳教育の推進事業のいのちの教育あったかエリア事業に関する経費を新たに措置しました。

また、職員の人事異動等に伴う人件費等の調整も行っております。

歳入においては、事業に係る国・県支出金や町債等を調整したほか、歳入歳出補正予算において不足する一般財源978万4,000円を繰越金で措置しております。

第2条の地方債補正においては、先ほど述べました旧七滝小学校の改修に係る利活用事業と、十和田湖和井内エリア整備事業について、その財源として起債を充当いたしました。その結果、借入限度額の総額に1億4,620万円を追加し、4億5,590万円としております。

詳細につきましては総務課長に説明いたしますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） それでは、私のほうから一般会計補正予算の内容について説明いたします。

7ページからの歳出の事項別明細書において、歳出及び対応する歳入について説明をいたしますので、まずは7ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、人事異動等に伴う人件費の調整と地方公会計制度に基づく財務書類作成支援業務委託費224万1,000円の追加により、1,410万円の減額となりました。

この目においては、人件費が大幅な減となっている主な要因としましては、当初予算において新規採用職員3人分と再任用職員1人分の人件費をこの目に措置していましたが、今回の職員配置により、それぞれの目に振り分けたことによります。人件費の調整につきましては、以下の款においても同様の調整をしております。

今回の一般会計の補正では、全体で人件費が総額で225万円の減となっております。これは国民健康保険特別会計に配属となった職員の移動によるもので、今回は特別会計の人件費の補正についても提案をしております。

4目財産管理費では、町有地の草刈り及び旧七滝小学校敷地内の樹木剪定伐採作業委託費として160万3,000円を措置しました。

5目企画費です。ここでは、旧七滝小学校改修に係る経費として、12節に建築確認等の検査手数料9万7,000円、13節に監理委託料420万円と15節に施設改修工事費2億2,100万円を措置しています。

11節需用費の34万6,000円は、大川岱自治会館の軒折れ屋根修繕に係る経費です。

13節の業務委託料104万3,000円は、十和田湖地区の光ケーブル移設と緑ヶ丘公園内の樹木伐採に係るものです。

財源内訳の国・県支出金欄の1億941万円は、旧七滝小学校改修に係る国庫補助金で、地方債欄の1億1,340万円は、同じく旧七滝小学校改修に係るもので、過疎対策事業債の充当を予定しております。

6目電子計算費では、自治体情報セキュリティ強化と業務効率向上のためのファイル無害化サービスの導入に係る業務委託料19万2,000円、介護保険制度改正に対応したシステム改修の負担金166万9,000円をそれぞれ措置しました。

8目バス運行費では、町営バスの修繕料に不足が見込まれることから30万円を追加しました。

9目町史編さん費です。4月から再任用職員1名を配置したことから、その人件費として280万1,000円を措置しました。

8ページになります。

2項微税費、1目税務総務費は、人事異動に伴う人件費の調整で378万8,000円の減となっています。

3項1目戸籍住民基本台帳費でも、人事異動に伴う人件費の調整で454万1,000円の増となっています。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、職員1人増員と人事異動に伴う人件費の調整、国民健康保険特別会計に配属となった職員の異動による人件費の調整として同会計への繰出金を予算化し、この目全体で1,624万3,000円の増となっています。

3目老人憩の家管理費では、あかしや荘の熱交換プレートの交換が必要なことから、その経費として57万5,000円を措置しました。

6目福祉保健総合センター管理費では、センター内のエアコンが故障し、早急に対応したため、今後修繕料に不足が生ずる見込みであることから98万円を追加しました。

7目介護保険費です。介護保険特別会計保険事業勘定分では、人件費調整と地域支援事業費等の予算補正に伴い32万9,000円を、サービス事業勘定では介護支援専門員の更新研修の

予算補正に伴い21万9,000円をそれぞれ追加しています。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費では、子供貧困対策としての事業を社会福祉協議会へ委託していますが、事業を実施するに当たり必要な備品等の購入として18節に30万円を追加しているほか、23節の国庫補助金返還金26万8,000円は、前年度の児童手当の実績により確定した額で精算するものです。

財源内訳の国・県支出金欄の129万1,000円は、子供貧困対策に係る2分の1の国庫補助金です。

2 目児童運営費では、十和田湖保育所に入所する保育児童が4月から1名ふえたことにより5万8,000円を追加しています。

3 目児童福祉施設費では、七滝保育所内の照明機器が故障し、修理不可能となったことからLED照明機器に交換する経費として23万8,000円を措置しました。

10ページになります。

4 項1 目国民年金事務取扱費では、人事異動に伴う人件費の調整で248万5,000円の減額補正です。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費は、人件費の調整と4月からの機構改革に伴い、管理職が1名ふえることにより管理職手当を新たに措置し26万円を計上しました。

2 目環境衛生費では、産業廃棄物処理処分料の単価が改定されたことに伴い、分離槽のくみ取り手数料に不足が生じることから31万7,000円を追加しています。

5 目母子保健指導費は、今年度から新たに実施している生後1カ月健診と新生児聴覚検査の対象者で県外の医療機関で受診する方が見込まれることから、新たに補助金としてそれぞれ1万6,000円を措置しました。

6 款農林水産業費、1 項農業費、2 目農業総務費は、職員の人事異動に伴う人件費の調整により289万3,000円の減としています。

3 目農業振興費では、県からの権限移譲交付金として、今年度から熊の鳥獣捕獲等許可が市町村に移譲されたことから、その初年度交付金として2万円を措置したことによる財源振替です。

8 目グリーンツーリズム推進費です。通過型観光からワイナリーを中心としたグリーンツーリズムを組み合わせる滞留型観光へ転換していくため、15節に体験農園内へのブドウ棚等の施設整備工事費540万円を、18節にはブドウ園管理機械のスピードスプレー購入費216万円を措置しています。

財源区分の国・県支出金欄の378万円は、今述べた事業に対して、県の元気な中山間農業応援事業補助金が対象となったことから、2分の1相当額を計上しています。

7款1項商工費、1目商工総務費は、人事異動に伴い1人増員となり、その人件費の調整で790万3,000円増額しています。

3目観光費では、秋田県側の玄関口となる十和田湖和井内エリアを整備するための実施設計委託費として2,546万6,000円を措置しました。

財源区分の地方債欄の3,280万円は、当初予算に計上していた十和田湖和井内エリア整備の測量委託費と実施設計委託費について過疎対策事業債を充当することから計上しております。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費は、人事異動に伴う人件費を調整した413万9,000円の減です。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は、人事異動に伴う人件費調整と教育長の出張旅費に不足が生ずることから、合わせて38万9,000円を措置しました。

12ページです。

2項小学校費2目教育振興費では、小坂小・中学校が国が行っている道德教育の抜本的改善・充実に係る支援事業の指定を受けたことから、この事業に関連する経費を予算措置しています。命を尊重し思いやりの心を持った児童・生徒を育成するために、いのちの教育講演会等の開催、先進地研修、校外学習の実施などを予定し、総額109万5,000円を計上しました。この事業は県の委託事業となることから、財源措置として、事業費と同額の県支出金109万5,000円を計上しています。

4項社会教育費4目社会教育施設管理費では、職員の異動に伴う人件費の調整により103万9,000円の減としています。

次に、6ページの歳入です。6ページをお開き願います。

これまで説明いたしました歳入歳出の補正予算における不足する一般財源については、18款繰越金において978万4,000円を計上して収支の調整を図っています。

なお、先ほどの町政報告にありましたように、平成29年度一般会計における実質収支額は1億1,428万7,000円であります。今回、補正後の繰越金は既決予算額と合わせて6,043万7,000円となり、留保財源は5,385万円となります。

4ページをお開き願います。

第2表、地方債補正では、新たに旧七滝小学校利活用事業1億1,340万円と十和田湖和井

内エリア整備事業3,280万円を追加し、地方債発行限度額を4億5,590万円とするものとなっております。

以上で、私からの説明を終わります。

○議長（目時重雄君） 議案第58号につきましては、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第59号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第12、議案第59号 平成30年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第59号 平成30年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は既決予算額に歳入歳出とも366万円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億1,496万円にするものでございます。

歳出補正の内容であります。人事異動に伴う職員人件費の不足分を追加するものでございます。

歳入補正の内容は、歳出増に伴い、一般会計繰入金で調整いたしております。

以上、まことに簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第59号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第60号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第13、議案第60号 平成30年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第60号 平成30年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由をご説明申し上げます。

まず、保険事業勘定でございます。

既決予算額に歳入歳出とも377万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億6,958万5,000円にするものでございます。

歳出補正の主な内容は、本年8月から開始する短期集中介護予防サービスを実施するため、3款地域支援事業費へ393万3,000円を追加しております。

この事業は、生活機能の低下が見られる高齢者に対し、理学療法士などのリハビリ専門職が3カ月から6カ月間、集中的に対象者にかかわることで、その方の生活課題を明確にし、生活機能の向上やセルフケアの促進を図るものでございます。実施主体は町とし、社会福祉協議会へ事業委託する予定で現在準備を進めております。

また、1款総務費において、職員の人事異動に伴う人件費の調整として16万2,000円を減額しております。

歳入補正の主な内容は、短期集中介護予防サービス事業実施に伴い、3款2項国庫補助金へ114万円、4款支払基金交付金へ106万1,000円、5款2項県補助金へ49万1,000円を追加し、3款2項4目を新設し、今年度から新たに交付される保険者機能強化推進交付金75万円を追加しております。

次に、サービス事業勘定でございます。

既決予算額に歳入歳出とも21万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を522万円にするものでございます。

歳出補正の内容ですが、居宅介護支援事業所の介護支援専門員5名分の資格更新研修に係る経費として21万9,000円を追加しております。

歳入補正の内容は、歳出増に伴い、一般会計繰入金で調整いたしております。

以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上

げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 議案第60号につきましても、本日は提案理由の説明のみといたします。

◎散会の宣言

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、次の本会議は、6月13日午前10時から再開、一般質問を行います。

散会 午前11時50分